

## 赤磐市 あかまつ荘 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人江原恵明会(以下「事業者」という。)が運営する赤磐市 あかまつ荘(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業(予防給付相当通所介護)(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業(予防給付相当通所介護)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

二 事業所の介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業(予防給付相当通所介護)の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

三 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

四 事業者は、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

五 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)」、「赤磐市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年赤磐市告示第89号)」及び「赤磐市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年赤磐市告示第8号)」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 赤磐市 あかまつ荘
- 2 所在地 赤磐市塩木11

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人(事業所の生活相談員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1人以上

看護職員 1人以上

介護職員 2人以上

機能訓練指導員 1人以上

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

3 その他

運転手は、上記一、二に掲げる職員により実施する。

調理は業務委託とする。その他、必要な職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

三 サービス提供時間 9時30分から15時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は20名とする。ただし、別に定める介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業(緩和した基準による通所サービス)を実施する日においてはその利用者数を含む。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助

ウ 養護(休養)

二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 筋力向上訓練

三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。  
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または市町村の定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

二 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

- 1 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロメートルごとに500円。
- 2 食費として、1日あたり500円。
- 3 おむつ代として、その実費。
- 4 その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

赤磐市旧吉井地区

赤磐市旧赤坂地区（大苅田、由津里、山口、東窪田及び西窪田を除く）

赤磐市旧熊山地区（酌田、岡、殿谷、佐古及び沢原）

美咲町旧柵原地区（高下、飯岡、王子、吉ヶ原、藤原、休石、久木、高城及び小瀬）

美作市旧英田地区（奥、福本、井口、三保原及び尾谷）

和気町旧佐伯地区（北山方、南山方、丸山、田土、及び岩戸を除く）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

二 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。

三 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

四 平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。

2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

3 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、発見した職員は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

5 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者は職員の中から指名する。

(身体的拘束等)

第14条 事業所は、従事者がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

二 事業者は、身体的拘束等に関する研修を定期的を開催する。また、従事者の新規採用時には必ず身体的拘束等に関する研修を実施します。

(感染症対策)

第15条 事業所内において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

2 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、対策委員会にて随時見直すこととする。

3 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練をおおむね6カ月に1回開催する。

4 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

5 平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じま

す。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- 2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
- 3 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。
- 4 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県市町村、及び利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとし、
- 5 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 6 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### （電磁的記録等）

第17条 事業所及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ）で行うこと規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、電気的方式その他の知覚によって認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

二 あかまつ荘及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、電気的方式その他の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）によることができる。

#### （ハラスメント対策）

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### （その他運営に関する重要事項）

第19条 事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

- 1 事業所は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする
- 2 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 3 継続研修 年1回

二 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政省令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から一部改定する。

この規定は、令和4年4月1日から一部改定する。

この規定は、令和4年12月1日から一部改定する。

この規定は、令和6年12月1日から一部改定する。